令和６年度　第３回丹波市介護保険事業運営協議会　会議録

日　時	令和７年３月 27 日（木）　午後２時 00 分～ 午後３時 30 分
場　所	丹波市役所本庁第２庁舎　２階ホール
参加者	馬場会長、細見副会長、福井委員、久下委員、小椎尾委員、足立委員、平田委員、谷委員、上田委員、土田委員、上月委員、吉見委員　計 12 名出席 （欠席：田所委員、八木委員、田村委員）
会議内容	１．開会 ２．あいさつ ３．報告事項 （１）介護サービス事業所の指定更新申請について （２）地域資源等情報把握システムの導入について （３）高齢者補聴器購入費助成事業について （４）要介護認定等業務の外部委託（R7～R9）について ４．協議事項 （１）丹波市の要介護・要支援認定者と介護サービス等利用について ５．その他 令和７年度介護保険事業運営協議会の開催について ６．閉会

１．開会

【事務局】

本日はお忙しいところ、ご出席いただき、ありがとうございます。

本協議会につきましては、会議録をホームページで公開をさせていただきますので、会議につきまして、録音をさせていただきますが、ご了承をお願いします。

次に本日の会議資料でございますが、事前に郵送させていただいております。第３回の運営協議会の次第、資料、当日配布として机上に運営協議会委員の名簿をお配りさせていただいております。

次に、欠席のご連絡をいただいております。田所委員、八木委員、田村委員の３名の方から欠席の連絡をいただいておりますので、ご報告をさせていただきます。

それでは、令和６年度第３回丹波市介護保険事業運営協議会次第をご覧ください。次第に沿いまして、会議を進めさせていただきたいと思いますが、本日、委員の方は 15 名のうち 12 名の出席をいただいております。丹波市介護保険事業運営協議会規則第５条第２項にあります、「委員の２分の１以上の出席」をいただいておりますので、ただいまより、協議会を開催させていただきます。

それでは次第の２番の挨拶になります。会長様よろしくお願いいたします。

（会長挨拶）

【事務局】
それでは、以後の議事進行につきましては、会長にお世話になりたいと思います。会長よろしくお願いいたします。

３．報告事項

（１）介護保険サービス事業所の指定更新申請について

【会長】
事務局説明をお願いします。
【事務局】
介護保険サービス事業所の指定更新申請についての説明

（２）地域資源等情報把握システムの導入について

【会長】
事務局説明をお願いします。
【事務局】
地域資源等情報把握システムの導入についての説明

【会長】
地域資源等情報把握システムの導入について、何かご意見、ご質問等ある方はいらっしゃいますか。
【委員】
システムについてですが、私も初めて聞くのですが、すごいシステムだというのが感想です。本当にこれが実現したら、かなりの簡素化になると思います。
そこで資料にもあるように、実際、介護支援専門員、障害もそうなんですが、全部電話になっていると思います。確かに空きがなかったら次、次が無かったら次ということになってるのが現状です。
そこで質問ですが、市民の方が見れるというのも、メリットがあるシステムだと思います。事業所受け入れ状況というのがあるんですが、ケアマネジャーの受け入れ状況も閲覧できるという理解で良いですか。今は認定結果が出たら、各ケアマネジャーの事業所リストが届いて、それを見て事業所へ電話で問い合わせをしていると思うんですが、それがシステムを利用し出来るのであれば、すごく良いというのが１つです。
あと、これからの運用ということなので、今後の話になると思うのですが、これだけすごいシステムを構築されていくのであれば、例えば、デイサービスを例に挙げたとき、この 27 日時点で、月曜日、木曜日に空きがある状況だとして、明日になれば、月曜日は埋まっていたという事もあります。今日と明日は違うし、どんどんリアルタイムで情報が更新されていくので、ケアマネジャーも各事業所においても、このシステムを最大限に活用するには、手

間はかかりますが、こまめな情報更新を統一で意識しておいた方が、結局見たときに月曜日に空きがあるとシステムで見て、問い合わせたら結局埋まっていたとなれば、電話に戻るような気がします。また、説明会をされると思うんですけど、そういう意識付けというか、各事業所も意識して、これを活用出来れば、ものすごいシステムになると思いました。以上です。

【事務局】

ありがとうございました。２点質問いただいたきました。まず居宅介護支援事業所の空き情報も可能かということですが、空き情報につきましては、全事業所に照会をかけますので、施設のみとかに限定するものではありません。全事業所を対象としております。

次に、空き情報の照会の頻度なんですけども、委員おっしゃるように、こまめに照会が出来ればリアルタイムな情報になると考えておりますが、なかなか毎日という頻度は難しいと考えております。サービスの種類によって、２週間に１回、もしくは月１回という頻度で照会するよう考えております。

空き情報が早く知りたいというサービスは、短期入所サービスというのを聞いております。そういった頻繁に情報を知りたいというようなサービスにつきましては、２週間に１回の照会を、それ以外のサービスについては、月１回というような形を考えておりますが、この部分については、今後、事業所様の意見等も反映しながら、照会の頻度は変えることが可能です。その辺はご意見をいただきながら、システムを運用する事業者とも共有しながらも、更新頻度を考えていきたいと思っております。

ただ、空き情報につきましても事業所様が回答していただかないと、新鮮な情報になりません。説明会等でも説明させてもらいますが、事業所様も協力をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

【委員】

ありがとうございました。回答いただいた通りで、なかなか毎日というのは難しいですが、やはり最新の情報に更新しておくという意識は必要になると思いますので、みんなで活用していくというシステムの運用が良いと思います。ありがとうございます。

【会長】

他にご意見ある方いらっしゃいますでしょうか。

【委員】

今、別の委員が話をされたように、私は事業所ではないので、直接的でないかもしれませんが、事業所の方にとっては、システムを見れば一目瞭然というような感じです。毎日のリアルタイムではないにせよ、システムを見れば大方の通り把握ができ、すごく良いシステムだなというふうに感じました。

しかしながら、市職員がこのシステムを立ち上げるというわけではなく、業者に委託するということを普段行われています。そこで、７年度の予算がどの程度計上されているのか、聞かせていただけますか。

【事務局】

委員が言われるように、今回の事業につきましては業務委託ということで、業者に委託をする予定にしております。

先ほど別の委員からありましたように、事業所へ照会を行う頻度というところで、若干変わる事もあるかもしれませんが、現段階におきましては令和７年度予算といたしまして、約

520 万の予算要求をしております。本日議会の方で、令和７年度予算につきましても承認を受けておりますので、その予算をもって、今後の事業執行にあたるということでございます。

もう１点でございます。この事業につきましては、スケジュールにもありますように、12 月にシステムの運用開始ということにしております。実像としましては、12 月、１月、２月、３月の４ヶ月間の情報提供の期間ということになります。その前段の準備としまして、各事業所との情報のやりとりや、まず、このシステムに載せていただけるかどうかなど、事業所によっては、万が一拒まれるというようなこともあるかもしれませんし、事業所だけでなく説明にもありました地域資源ということで、例えば、いきいき 100 歳体操など地域の活動として行われている団体、そのような活動も情報として集めて、システムで閲覧していただけるように運用したいと考えております。そのような情報を収集する期間が 11 月ごろまでかかり、本格運用を 12 月として、皆さんに見ていただけるように進めるということで、現段階では予定しております。以上でございます。

【委員】

このようなシステムを導入して、効率的に進めて行くという流れは必要だと思うんですが、ケアマネジャーをやっていたことがあるのですが、実務を想像したときに、多分、電話も絶対すると思います。ホテルの予約とは違うので、空いているから行けるとか、そういうことではないと思うんです。

やはり、この様な人で受入れできますかと聞いて、返答によっては事業所の体制とか、職員の状況によって、何とか受けます、または、ちょっと難しいですというようなやり取りになります。実務的にはそのようにやり取りを行っていると思うので、あまりピンと来ないんですけど、正直。その辺、今後事業所に対して説明会を行うということであれば、何のためにシステムを導入するのかというところで、市民のことはもちろんですが、事業所の負担軽減などもあると思うので、本当に 10 分前まで空いていたけど埋まりましたという世界なので、事業所の職員のニーズっていうところを丁寧に聞いていただいて、システムを構築していただきたいなというお願いです。

【事務局】

委員言われるように、空き情報というのは日々変わっていくということは、理解しております。

ただ、ケアマネジャーも事業所へ順番に電話をして照会を行うのが負担だという意見も、多く聞いております。順番に電話をかけていかなくてもシステムを活用していただき、空き情報がある施設から、電話をかけるという形で少しでも事業所の負担軽減となるように、システム導入を決めたという意味合いもあります。

今後の運用につきましては、出来る範囲にはなりますが、事業所の負担軽減に繋がるように構築等も含めて進めていきたいと考えております。以上でございます。

【委員】

電話で探し回っているということで、このシステムが可動すれば、すごく負担軽減になるなと思うのですが、事業所へ市が照会をかけて、回答が返って来て登録するとなると、その間に、その情報はすでに活きていないというように感じてしまうんです。

各事業所が直接入力して、その入力内容が異常値などであればロックがかかるというようにした方が、更新したい事業所は頻繁に出来ますし、レスポンスが遅い事業所などは、その更新日付っていうのを載せるようにしておけば、ケアマネジャーが見たときに、この情報

が新しいかどうかということも把握できると思うので、ノンストップにしていく方が良いのではと思います。安全性の問題が考えられるのは分かるのですが、このシステムを活かすためには、スピード感というものを持って運用していかないといけないのかなというふうに思っております。
【事務局】
　今回のシステムですが、一般公開サイトと事業者にＩＤとパスワードを付与しますので、事業所のみが閲覧できるサイトに分かれております。
　その中で、事業所が自社の掲載してる情報を更新することも出来ますので、空き情報は自分のところで入力する作業を協力していただけるのであれば、一番新鮮な情報になるのですが、全事業所が入力作業をしていただけるかというところは、今後の課題になります。
　基本的には照会を行い、回答いただくと考えております。その運用の中で、事業所が更新していただけるということであれば、リアルタイムな空き情報の数字になると考えております。以上です。
【委員】
　繰り返しになるかもですが、更新できるのは、いつ何どきでもということですか。事業所サイドで空き情報を更新できるということでしょうか。
【事務局】
　システムの掲載内容の更新につきましては、事業所が対応していただけるのであれば可能です。夜間の時間帯や業務中でも可能です。その作業が手間であるということであれば、委託する業者から照会がありますので、それに回答していただければ委託業者で情報を更新するという形になります。
【委員】
　これからですね。今から、こういうシステムを構築していきますよという理解でよろしいか。
【事務局】
　現段階では令和７年度から、このシステムを導入していくという報告になります。
【会長】
他にご意見ある方いらっしゃいますでしょうか。
【事務局】
　このシステムにつきましては、先ほどからご質問いただいておりますが、令和７年度に取り組むということです。今回ご意見いただいた内容も踏まえまして、可能な範囲で進めていきたいと思っております。
　併せまして、各事業所につきまして、市へ情報を提供いただくというやりとりを行うことになります。各事業所に対して、費用負担をいただくことは当然ありませんし、委託業者が、各事業所に問い合わせを行い、回答のあった内容を更新していくという流れになりますので、事業所につきましては、出来る限り簡素化したうえで協力をいただく、どういうものが一番良いのかということも踏まえまして、今後検討していきますので、ご理解いただきたいと思います。

（３）高齢者補聴器購入費助成事業について

【会長】

事務局説明をお願いします。
【事務局】
高齢者補聴器購入費助成事業についての説明

【会長】
何かご意見、ご質問等ある方いらっしゃいますでしょうか。
【委員】
受診できるところを書いていただいており、クリニックも書いていただいているのですが、診察日時で専門外来第２、４週の火、金だけなので修正をお願いします。
【事務局】
記載内容を修正させていただきます。また、修正したものを事務の方にも確認させていただきたいと思います。
先程の説明で漏れていた箇所があるのですが、補聴器の補助を申請していただいて、交付対象となった方については、後日アンケートを送らせていただきます。アンケート内容は、「地域活動に参加しやすくなった」、「意識が変わった」、「話が聞きやすくなり、今まで離れていた活動が復帰した」というような内容のアンケートを実施したいと思っております。アンケート結果については、運営協議会の方でご報告をさせていただきたいと思います。
【委員】
申請場所の説明がありましたが、支所でも可能なのかということと、市外でも意見書を作成していただけるということで、山南の方だったら西脇の方の病院に行かれる方とかも多いと思うのですが、そちらでも掲示なりＰＲというのはしていただけるのでしょうか。
【事務局】
各支所にも、申請書、意見書の書式は置かせていただきたいと思います。市外の医院も、丹波市の意見書に記載をしていただければ、申請時の意見書とさせていただきたいと思います。
また、市役所にも来ていただかなくても、電話等をしていただければ、郵送等で申請書と意見書の様式は送付させていただきたいと思っております。郵送の際には、簡単な説明等はさせていただきます。以上です。
【委員】
山南の方が受診されるところとか、市島の奥の方が受診されるような市外の病院とかにもＰＲというのはしていただけますか。
【事務局】
隣接する市外の病院には、チラシ等の設置、またこのような制度が始まりましたというＰＲはさせていただきたいと考えています。

（４）要介護認定等業務の外部委託（R7～R9）について

【会長】
事務局説明をお願いします。
【事務局】
要介護認定等業務の外部委託（R7～R9）についての説明

【会長】
　何かご質問ある方いらっしゃいますでしょうか。
【委員】
　今回、競争の結果同じ業者になったということですが、委託内容や委託費用が、今までの計画通りだとか、そういったところはいかがでしょうか。
【事務局】
　３年間の総額になりますけど、9,464 万 4 千円が契約金額となっております。委託業務の内容については、基本的には前回とほぼ同様の内容、継続ということで契約しております。
【委員】
　認定審査会ですが、審査会の事務の職員はそのまま継続で残るということでよろしいか。
【事務局】
　契約業務内容は、ほとんど一緒で審査会運営の方は委託という形にはなりません。委託業務内容ですが、一部細かい話になりますけど、障害者控除対象者の認定の申請であるとか、おむつ代の医療費控除の申請というのがあるのですが、その部分は追加となっております。以上です。

４．協議事項

（１）丹波市の要介護・要支援認定者と介護サービス等利用について

【会長】
　事務局説明をお願いします。
【事務局】
　丹波市の要介護・要支援認定者と介護サービス等利用についての説明

【会長】
　何かご意見、ご質問ある方いらっしゃいますでしょうか。
【委員】
　予算がどれぐらいかかるかということが一番問題と思うのですが、必要なものと予算。先ほども少し議案にありましたが、介護認定審査委員をしておりますが、いつも資料が１週間前に送られてくる。その資料も委託業者で作成しているのですか。
【事務局】
　資料 No.４にも記載していますが、「２外部委託する対応」というところの「④認定審査会開催準備」では、各資料の作成、資料の発送としております。資料の作成、発送は、外部委託しておりまして、実際の審査会の事務局として運営するところは引き続き、市の方で担当しているということになります。
【委員】
　質問ではないんですが、そういうことだったなと思っています。予算の関係で委託した方が節約出来るという場合もあります。印象的なことですが、介護サービスの内容も、いろいろなところに委託して回っているんだと思います。ケアマネジャーも市の職員ではないですよね。市の職員だけではなく、いろいろなところに委託して業務を行っていくというのが良い方向であると思います。

【事務局】
　委員から意見がありましたけど、まず、資料４でご説明させていただきました外部委託の関係も含めてとなりますが、今回の外部委託は令和７年４月からの３年間、その前段で、令和４年から３年間ということで、外部委託をしている業務がございます。
　また、ご意見にもありましたように、認定調査の部分についても、市職員で認定調査員として配置をしている職員と、民間のケアマネジャーに依頼をして、調査を行っている業務がございます。市の方で、全ての業務ができれば良いという考え方もございますが、市の職員も一定数でありますし、民間で業務を担っていただけるところ、協力をいただける部分については、民間の力を借りながらという方向にもなってきております。委託業務の部分については、対応いただける部分、市職員で担いきれないところを民間でお世話になるというところもございます。全体の事業で、行政だけではなくて民間の力を借りながら進めていく、介護保険に限らず全体の業務としてそのようなことが、今、進んでいるというところでございます。
【委員】
　最後の今後はというところなんですけども、資料を拝見させていただいて、サービス未利用者が 14%と 19%ということで、これだけおられるのかなというのは正直ありました。介護認定にかかる費用もあるので、人数で計算するとかなりの金額だなと思うところです。
　資料に記載のある申請時の周知徹底ですが、ここは、本当に必要じゃないと判断される方になりますが、本人、家族だけではないんです。ずっと支えておられるケアマネジャーとか、支援者への意識付けもかなり大きいと思います。データとまでは言いませんが、具体的な数字で説明されて、ケアマネジャーの意識付けもされた方が良いと思いました。
　次に先程の反対の内容になりますが、説明を聞いていて確かにと思ったのですが、全てが未利用者だと私も言い切れないと本当に思います。数字でこうだからと言い切ってしまうのは違う気がしました。先ほどの説明でもありましたが、やはりケースが色々あり、住宅改修が必要だから認定を受けられた方、もしくは、骨折したので介護認定を受けて、ケアマネジャーが就いた。しかし、３ヶ月後、半年後には元気になられて、そこで離れられたとか、そういうケースも多々あると思います。周知していくのは必要なんですけど、それとは反対に、一括りにはしないほうが良いのではと。それをしてしまうと、本当に数字だけが出てしまう気がします。専門職が対応されますので、その方の実情、状況は保険者では分らない部分もあるので、現場でその方を見て判断をされている時に、本当に必要かどうかというのは、その時の話になるのかなと思います。必要なのに必要じゃないということは違うと思いますので、その辺りは押さえといていただきたい。そのような事を踏まえて、ケアマネジャーに話をされたら良いというのが１点です。
　続いて、この軽度の認定者です。それこそデータではありませんが私も感じます。地域の方を見ていても良いことです。元気でおられる方が多いということになるので、今後も継続していくということは、私も必要なのかなと思います。
　最後になりますが、30 件という数値は本当に概算と思いました。実際には、フルで担当を持っておられる方や、少ない担当の方もおられるので平均と思います。
　以前、本当に大変な状況でした。何年前か忘れたのですが、難民といいますか、ケアマネジャーが不足というよりは、新規認定者が多すぎて、断るしかない状況が起きた時がありました。当時の課長が１つ１つの事業所を回られたと思います。現在はそれほどではないと確

かに思います。新規の依頼があったとしても、あの時のような毎日すごい問い合わせがある状況ではないので、ある程度落ち着いているのかなと、体感というか実感するところです。
　ここに書かれておられるように、人材こそ必須なのでケアマネジャーも今おられる人数、うちの協議会におられて辞めた人数もそうなんですけど、ちょっとでも新しい方に入っていただけるというような取り組みを部会としても行っていきますが、今後も市と共同して、少しでも確保をしていきたいというのが感想です。
【事務局】
　委員の意見といいますか、全体的なところを含めてお話をいただきました。介護認定を受けても介護サービスを利用されていない方、言われる通りといいますか、説明で申し上げましたように、数字として出していますが実際は介護サービスを使われているのか、使われていないのかというところで、正確な数字というのはなかなか押さえにくいというところです。
　ただ、認定申請をいただくことによって、認定の調査、審査会での審査ということで、一定のルールに沿った事務的な流れが動きますので、そこの業務量は確かに増えてきております。お守り的な感じということが明らかであれば、介護認定は今されなくても、必要な時に申請をいただければ良いといったことも含めて周知をする。ここは、市の方が一方的に言うのではなくて、関わっていただいておりますケアマネジャー等も含めて、支えていただいている方からアドバイスをいただければ変わっていくのかなという思いもありますので、ケアマネジャーの会議等を通じまして、主任ケアマネジャーも職員でおりますので説明させていただくようにしていきたいと思います。
　また、最後にありましたケアマネジャーが受け持っている件数が約 30 件程度ということで、おっしゃるようにケアマネジャーにお願いしても受けたいけれども、今は力的に無理だからということでお断りをされるといった事が過去にありました。ケアマネジャーも一定年齢の方になられると、引き続いて出来る範囲で頑張ろうということでお世話なってる方もおられます。
　ケアマネジャーに限らず、福祉分野の人材確保という意味では非常に苦慮しております。市だけではなく各事業者におかれてましても苦慮されている点かと思っております。
　市といたしましても、どの様なことが市として出来るか、また事業所の方ではどういったことに取り組んでいただくことで、人材確保できるのかというところで、市では、人材確保対策・方策という形で定めたものもございますし、今後そのような取り組みも含めて、進めていきたいと考えております。人材確保におきましては各事業所も含めまして、ご協力いただきながら、福祉に関わっていただく、支えていただく人材として、働きやすい職場、また、介護に参画いただくということも含めて進めていきたいと思っておりますので、ご協力をいただけたらと思っております。よろしくお願いします。
【委員】
　最後の 15 ページの介護認定者数のところの 1 つ目のポツなんですけれども、要支援認定者数の増加が大きいということで、介護認定無しの方が増えたというわけではないですが、元気な方が多いというのは、先ほどから出ているように嬉しいことと思いますし、要介護５の認定が減ったというのも、重度の方が少ないということで、嬉しいことではあるのですが、もしこれが、例えば認定が厳しくて軽く認定されてしまったということであれば、必要なサービス量というのが必要な方に届かないと思います。丹波市が行っている介護認定が適正

かどうかという点検はどのようにされているのでしょうか。
【事務局】
　まず、認定審査いうところにおきましては、国の介護認定審査会テキストというものがありまして、全国統一された基準で審査判定しており、特に厳しいとか軽いとかということはなく、適正に審査していただいてると感じております。
　今、国の方から介護認定審査会の平準化ということが言われておりまして、丹波市の認定審査の状況と、他市、兵庫県の平均、全国の審査の状況というもの、そういった数字も出かけておりますので、今後はそのような数字を基に、丹波市の審査会の方は適正にされているということをさらに確認できると思っている状況です。以上です。

【会長】
　以上で本日の協議内容を終了いたしました。
　今年度も、委員の皆様には多くの貴重な意見をいただきありがとうございました。来年度は、第９期介護保険事業計画の中間年度となります。
　事務局は、いただいたご意見をもとに協議し、事業を進めてください。

５．その他

（１）令和７年度介護保険事業運営協議会の開催について

【事務局】
　令和７年度介護保険事業運営協議会の開催について説明

【会長】
　閉会にあたりまして、副会長からご挨拶をいただきたいと思います。
【副会長】
　今日もお忙しいところご参加いただきありがとうございました。
　活発なご意見を聞かせていただきました。丹波市の人口が、６万人台を維持していましたが、今は５万人台となりました。予想よりも早いです。恐らく３月はまた 200 人ぐらい減少するんじゃないかと思います。毎月毎月大体 50 人ぐらいは減っていて、３月は転出が多いのでもう 100 人くらい減るんじゃないかと思います。隣の丹波篠山市も、４万人維持してたのが、今は３万人ぐらいです。もう１つは篠山医療センターも縮小しまして、外科とか産婦人科とか全部なくなりまして、内科、整形、精神科、小児科それだけしか残ってない。リハビリは残りますけども、ものすごく縮小しました。
　医師会の方も、だんだん高齢化が進み、亡くなられたり、閉院したりするところが続出しており予断を許さない状態です。小学校みたいに、医師会も統廃合していかないといけない状況です。
　高齢者、介護の対象者は、今からちょっと増えます。その中で若者が減少しているという状況で、かなり大変な状態がこれからもやって来ると思います。
　予算の方も人口と比例して減ってきますし、支える現役世代も減っていくので大変な状況ですが、担当の事務局はよろしくお願いします。
　本日はどうもありがとうございました。